

犬山市環境基本条例〔環境審議会関係規定抜粋〕

(審議会の設置)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的なことを調査審議するため、審議会を置きます。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、市の良好な環境を保つために必要なことを調査審議します。
- 3 審議会は、市が行う施策のうち環境の保全等を図るために重要な事項について必要があるときは、市長その他の関係行政機関に助言や勧告をすることができます。

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内で組織します。

- 2 委員は、次のうちから市長が任命します。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 市内の事業所や団体を代表する人
 - (3) 学識経験を有する人
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市民の代表者
 - (6) その他市長が必要と認める人
- 3 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第28条 審議会は会長が招集し、会議の議長になります。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決定によります。
- 4 審議会は、議事に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができます。
- 5 審議会は、必要に応じて部会を置くことができます。
- 6 審議会は、専門的事項について審議する必要があるときは、別に調査研究を行う組織を置くことができます。

犬山市環境基本条例施行規則〔環境審議会関係規定抜粋〕

(会長と副会長)

第7条 審議会に、会長1名と副会長2名を置き、委員の互選でこれを定めます。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理します。

(代表者会)

第8条 審議会に、代表者会を置き、必要に応じて会長が招集します。

- 2 代表者会は、会長と副会長、条例第28条第5項による部会の代表者によって構成します。
- 3 代表者会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議します。
 - (1) 審議会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 条例第28条第6項による組織に対して依頼する調査研究の内容と方法に関すること。
 - (3) その他審議会の運営に関し、会長が必要と認める事項に関すること。
- 4 前項により審議した内容については、会議の開催以後の最初の審議会に報告しなければなりません。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経済環境部環境課で行います。

(雑則)

第10条 この章に定めるもののほか、環境審議会の会議の運営について必要なことは、会長が定めます。